

＜保護者＞  
 ・育てにくさを感じている ・発達が気になる ・児童発達支援を利用したい など

＜相談の入口（一次的な相談）＞  
 最初の相談はこども育成相談課(母子保健担当)、こどもセンター、委託相談支援事業所などの機関で受け付けます。  
 その後、表の流れに沿って支援が進むことになります。 ※表作成時点の流れであり、今後変わる可能性があります。

概ね3歳未満⇒

＜こども育成相談課・こども健康担当(母子保健)＞  
 ・茅ヶ崎市での母子保健事業の対象年齢は0～6歳(就学前)までとしているが、発達相談については主に概ね3歳未満(3歳半健診で相談を受ける場合もある)。  
 ・電話や訪問、健診等を通して相談を受け付ける。  
 ・身体障害や先天的な障がい判明している、児童発達支援の必要性が明らかな児についてはこどもセンターを経由せず障がい福祉課へ繋ぐ。  
 ・一定期間経過観察が必要な児には親子教室での支援を実施し、そこで観察等を通しての心理士や保健師の見立てにより、児童発達支援の必要性が明らかな児については、こどもセンターを経由せず障がい福祉課へ繋ぐ。  
 ・継続して経過観察が必要な児についてはこどもセンターに繋ぐ。  
 ※子育て全般に関する保護者フォローは必要に応じて就学前まで継続。

概ね3歳以上↓

転入児で前住所地で既に児童発達支援を利用していた児←  
 診断や障害者手帳のある児

＜こどもセンター＞  
 ・相談対象は0～18歳ではあるが、主な対象は概ね3歳(2歳代で母子保健等より繋がることもある)～6歳(就学前)  
 ・身体障害や先天的な障がい判明している、児童発達支援の必要性が明らかな児については障がい福祉課へ繋ぐ。  
 ・親子教室や発達検査などを通して児の見立てを行い、児童発達支援が必要なケースについては障がい福祉課と共有した上で、児童発達支援事業所の紹介を行う。  
 ※幼稚園、保育園を利用している児で所属先でのフォローが必要な児については巡回相談等を通して保護者や所属先と必要な支援の共有を行う。

←障がい福祉課支給決定後

＜障がい福祉課＞  
 ・児童発達支援等支給決定の判断。受給者証の発行。  
 ・児童発達支援事業所について保護者へ情報提供。  
 ・事業所利用にあたって利用支援が必要なケースについては相談支援事業所に繋ぐ。

＜相談支援事業所＞  
 ・児童発達支援他、福祉サービスの利用調整  
 ※利用開始後の事業所との連携や保護者の随時相談も受ける。  
 ※サービスに繋がらないケースの継続的な相談も受ける。

～注意事項～  
 次の機関に繋ぐ際は、保護者了解のもと、機関同士で共有してから繋ぐ。保護者が自ら色々な機関に連絡し、相談のたらい回しのような状況にならないようにする。

＜児童発達支援事業所＞  
 ・対象児への療育  
 ※児童発達支援センター(つつじ学園、うーたん)については利用に一定の要件があるため、利用を進めるにあたっては必ず事前に当該事業所を含めた支援機関同士の共有・連携を行う。